

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 1 7 日

東京都社会福祉協議会  
従事者共済会  
契約施設・団体  
管理者 ID・担当者 ID・閲覧 ID 登録者 各位

社会福祉法人  
東京都社会福祉協議会  
従事者共済会

## 共済会システムにおける請求書等の出力について（ご案内）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

今月分の届出内容の承認が完了しました。共済会システムから請求書等の帳票を出力する準備が整いましたので、請求書や加入承認書などの各施設が必要な帳票について共済会システムから出力してください。なお、従事者共済会へ請求書等郵送依頼書を提出している場合は、施設・団体の住所に郵送させていただきます。

本連絡は、共済会システムの施設及び ID（管理者・担当者・閲覧）に登録したメールアドレスおよび契約施設の FAX に一斉送信しています。2020 年 4 月以降のご案内はメールにより行うものとし、契約施設あての FAX 送信は行いません。共済会システムにおける施設については「施設台帳」、管理者 ID については「担当者台帳」から情報を更新し、メールアドレスの登録手続きを行っていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 共済会システムから出力することができる帳票について

- (1) 加入・退会等承認並びに掛金・貸付金返還金請求書
- (2) 掛金・貸付金返還金請求明細書
- (3) 加入承認書
- (4) 転入完了書（法人間異動）
- (5) 氏名等変更承認書
- (6) 給付内訳兼結果通知書
- (7) 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

※（1）加入・退会等承認並びに掛金・貸付金返還金請求書は、従来郵送してきた以下の様式を廃止し機能統合したものです。

- ①従事者共済会掛金・貸付金返還金請求書兼領収書（はがき）
- ②従事者共済会加入・退会等承認書並びに掛金請求内訳書（水色）
- ③従事者共済会貸付金返還金請求内訳書（黄緑色）
- ④転出者確認額通知書（クリーム色）
- ⑤転入者確認額通知書（ピンク色）

※（2）掛金・貸付金返還金請求明細書は、請求額の内訳を示すものです。必要に応じてご活用ください。

※（3）加入承認書は、加入者に番号や掛金等をお知らせするものです（加入者証は廃止しました）。

※（3）～（5）については当月分の届出を承認した場合、（6）（7）については退職給付金の受給申請があった場合に出力することができます。

#### 2 共済会システムからの帳票の出力手順について

従事者共済会 HP のお知らせ欄『「従事者共済会」 2 月分共済掛金請求書等の出力について』を参照ください。

### 3 共済会システムの操作について

#### ①共済会システムへログインする

アドレスは「共済会システム ID・パスワード通知書」に記載されています。

#### ②ログインIDとパスワードは法人本部にお届けしています

共済会システムにログインするためのID・パスワードは、「共済会システム ID・パスワード通知書」に記載されています。同通知書は従事者共済会団体契約書に記載された法人の所在地に送付しています（法人本部の所在地が他県の場合を除く）のでご確認ください。

#### ③「共済会システム利用に関するQ&A」をご参照ください

共済会システム説明会や電話によるお問い合わせや皆様からお寄せいただいた疑問を踏まえ、「共済会システム利用に関するQ&A」を作成し、東社協従事者共済会のページに掲載しています。ログインの際の留意事項やIDの追加設定の考え方、操作方法のヒントになる情報を随時更新していますのでご活用ください。

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kyosaikai/qanda.html#1>

#### ④従事者共済会の事務スケジュール

従事者共済会の基本的な月間の事務スケジュールは以下の通りです。

	契約施設	東社協	電子申請
10日▽	電子申請・紙申請締切		↓ ～10 電子申請入力期間 ↑ 11～19 データ確認・調整期間 ↓ 20～電子申請入力期間
20日頃	請求書等の出力	請求書等発行のご案内をメール・FAXでご案内。郵送希望施設に郵送。	
27日▽	掛金・貸付金引落		
末日▲		退職給付金送金	

※土日祝日と重なる場合は、▲＝前営業日、▽＝翌営業日

次回の共済会システムへの電子申請入力期間	2月17日（月）～3月10日（火）
2月分の請求書等の出力開始日	2月17日（月）
3月分の請求書等の出力開始予定日	3月19日（木）

※3月分の請求書等の出力開始予定日については、申請件数やシステムメンテナンスの都合により前後する可能性がありますのでご了承ください。

### 4 紙申請の際の「共済加入申込書」様式の一部修正について

共済加入申込書のうち「算定基礎額（本俸月額）」について、共済会システムの導入に伴い、「円単位」でご記入いただくよう様式を変更しています。変更にあたりご案内をしておりませんでしたこと、深くお詫び申し上げます。

なお、「算定基礎額（本俸月額）」は諸手当を含まない基本給について円単位でご記入ください。記入桁数に誤りが少なくなるよう、あらためて様式を一部修正し、従事者共済会HPに掲載しましたのでご活用いただきますようお願いいたします。

#### 【事務連絡先】

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 福祉振興部 共済担当

TEL 03-5283-6898

FAX 03-5283-6997

H P <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kyosaikai/>